

◆第2回協議会(11/16)でいただいたご意見について◆ ～「障がい者基本計画(素案)」～

ページ	ご意見	修正内容案
6ページ	<p>・計画策定の趣旨の中段「しかしながら～」の一文が長くてわかりにくい。 ※包括的支援についての文章</p>	<p>・6ページ該当部分の修正案を作成しました。</p>
27ページ	<p>基本目標2の最初の2行の記述が「障がい者は支援が必要な人」と読めて、26ページの「ユニバーサルデザイン2020」にうたわれている「障がいの社会モデル」の考え方と合わないのでは。</p>	<p>・27ページの「基本目標2」の修正案を作成しました。</p>
28ページ	<p>基本目標3の「社会参加」にはまず「生活」が安定していないと難しいので、「暮らす」ことへのサポートについて、例示、手段などもう少し具体的記述があるといいのでは。</p>	<p>・27ページの「基本目標2」の修正案を作成しました。 ※基本目標2が、「暮らし」についての目標であることがわかるよう修正しました。</p>
28ページ	<p>「社会参加」のところで、障がいのある人同士の出会いの場、仲間づくり、家族の交流について記載があるといいのでは。</p>	<p>・28ページの「基本目標3」の修正案を作成しました。</p>
28ページ	<p>後のページの基本計画部分では触れられているが、基本目標3の記述の中でも「福祉的就労」について触れた方がいいのでは。</p>	<p>・28ページの「基本目標3」の修正案を作成しました。</p>

ページ	ご意見	修正内容案
32ページ	「虐待」の対応は、被害者・加害者の双方のケアが必要なので、それを記載した方がいいのでは。	・32ページの「●障がいのある人の権利を守る取組・虐待防止」の修正案を作成しました。
32ページ	「虐待」の種類について記載した方がいいのでは。	・32ページの「●障がいのある人の権利を守る取組・虐待防止」の修正案を作成しました。
33ページ	「障がいを理由とする差別解消の推進」について、そもそも差別をしていることに気付いていない場合が多いのではないか。「気付く」→「解消」の流れが大事ではないか。	・33ページの「①障がいの理解促進と障がいを理由とする差別解消の推進」の修正案を作成しました。
33ページ	障がいについての理解は、実体験をすることが有効なのではないか。	・33ページの「①障がいの理解促進と障がいを理由とする差別解消の推進」の修正案を作成しました。
33ページ	障がいについて体験できたり学べたりできる施設等の情報提供を行うこともいいのでは。	・33ページの「①障がいの理解促進と障がいを理由とする差別解消の推進」の修正案を作成しました。
—	障がいのある方の高齢化について、高齢者分野との連携について記載があるといいのでは。「保健」「医療」のほか「介護」の記載も必要では。	・35ページの「●障がいのある人のライフステージに添った支援」の修正案を作成しました。 ※この修正により、「●保健・医療の充実」を切り離して別項目にしました。

ページ	ご意見	修正内容案
36ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・「意思疎通支援の充実」で、手話や要約筆記だけでなく、障がいによっていろいろなコミュニケーション手段があるので、それについても触れるのがよいのでは。 ・「意思決定ガイドライン」よりも「合理的配慮ガイドブック」の方が具体的内容が書かれているのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> ・36ページの「②意思決定支援の推進」を「③意思疎通支援の充実」に一本化し、修正案を作成しました。
37ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・「切れ目のない支援」を考えると、母子支援の記載についても「子どもの支援」の部分にあるのもよいのでは。 ・出生前診断で出産をあきらめた方へのケアについてどう考えるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健の部分を、37ページの「①障がいの早期発見・早期支援」に移動しました。 ・「出生前診断で出産をあきらめた方へのケア」については、本計画への記載はしないこととします。
42ページ	<p>「農業分野での障がい者の就労」のところで、障がい者が安い労働力と思われないう、農福連携の理念等、追記があった方がよいのでは。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な働き方の一例として、このままの記載とします。
計画全体	<ul style="list-style-type: none"> ・「障がい者」「障がいのある人」「障がいのある方」の文言統一 ・「手帳所持者」「手帳保持者」の文言統一 ・「古賀市」「本市」の文言統一 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則「障がいのある人」に統一 ・「手帳所持者」で統一 ・「本市」で統一 ※「障害者手帳」については検討中